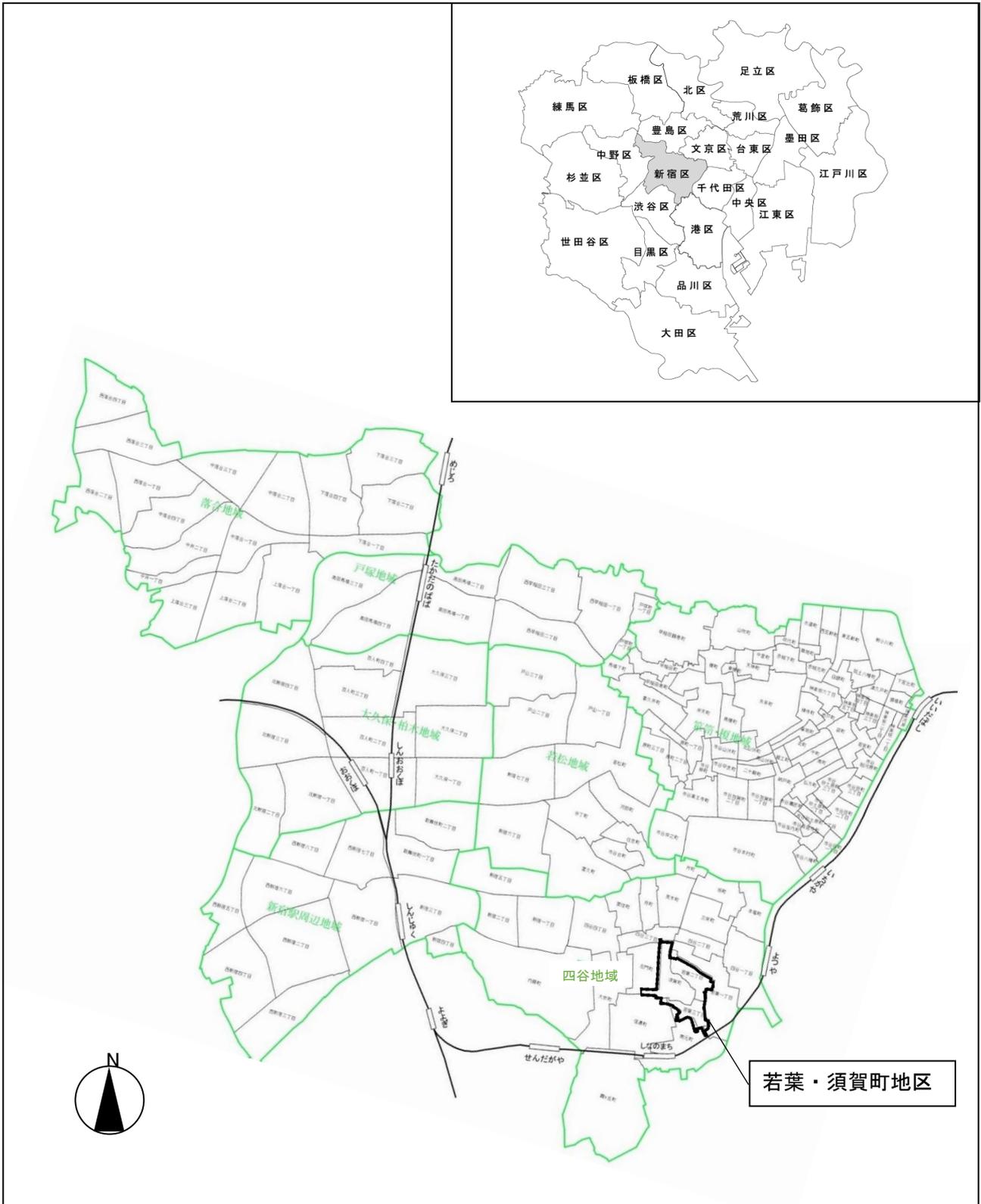


区域指定の検討案

位置図

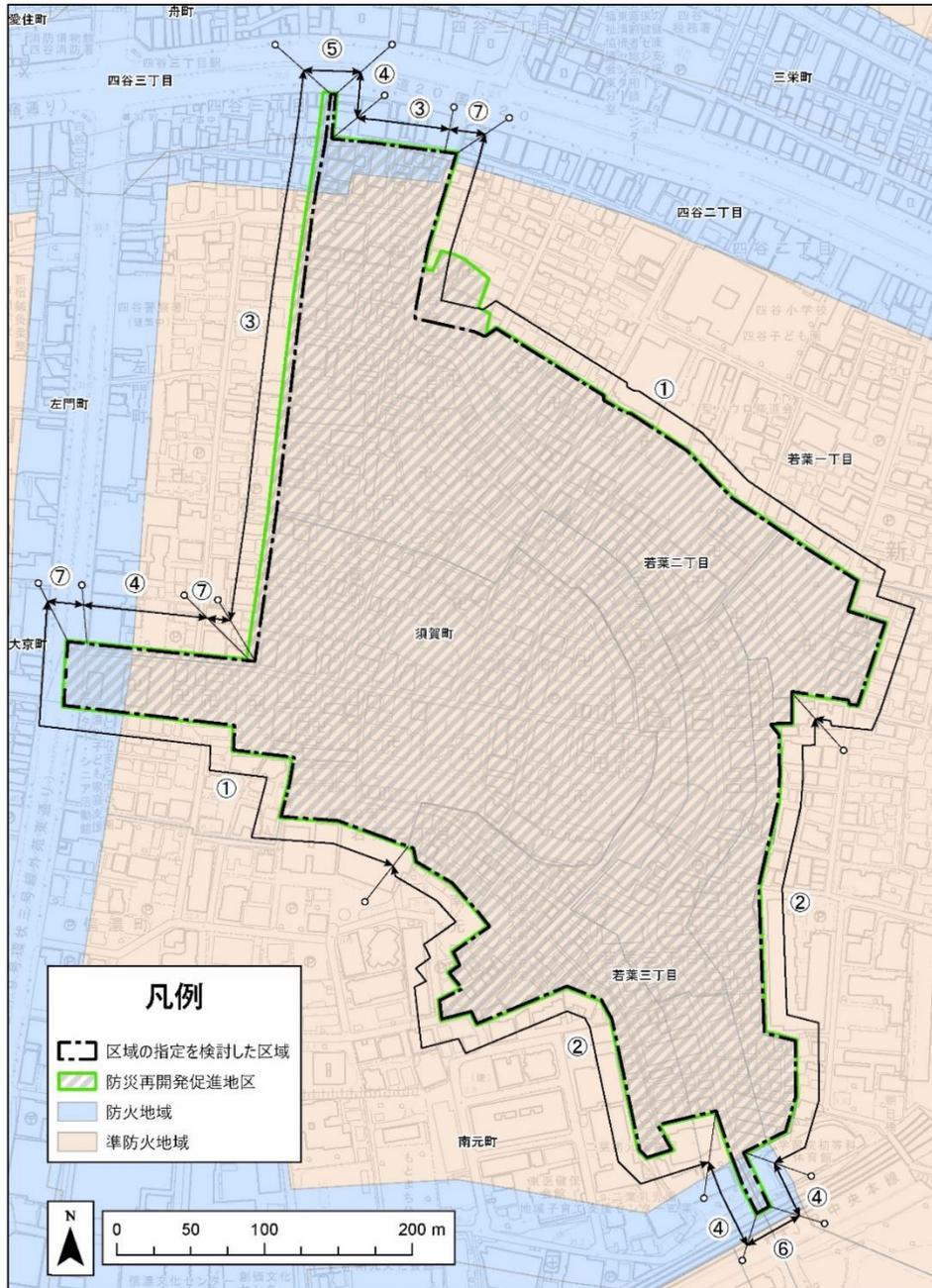


 今回東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域の指定を検討した区域

区域及び指定理由

区域	新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町各地内
指定理由	本地区は、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱第2の(6)防災街区整備方針に基づく防災再開発促進地区に該当している。災害に強く、良好な居住環境の形成のために、新たな防火規制区域を指定する。

区域図



凡例	①	地区整備計画の境界線	若葉・須賀町地区地区計画区域内の地区整備計画の境界線
	②	地区整備計画の境界線	若葉地区地区計画区域内の地区整備計画の境界線
	③	道路中心線	
	④	道路中心線から5m	
	⑤	都市計画道路の境界線	
	⑥	線路敷下境界	
	⑦	見通し線	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)MMT利許第06-K104-1号 令和6年4月18日 (許諾番号)6都市基交測第8号 令和6年4月17日